

年 月 日作成

サービス付き高齢者向け住宅  
住まいるC l a s s本町田

# 生活支援サービス契約書

契約者： \_\_\_\_\_ 様

株式会社スマイル

## 生活支援サービス契約書

株式会社スマイル(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「住まいるC l a s s 本町田(東京都町田市本町田1747番地1)」(サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第6条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

### 第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月10日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

#### 第4条(乙の権利)

乙は、生活支援サービスについて以下の権利を有します。これらの権利を行使することにより、乙はいかなる不利益も受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由、好み及び主体的な決定が尊重されること。
- ③ 暴力、虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- ④ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決を求めること。

#### 第5条(乙の義務)

乙は、生活支援サービスに関して、以下の義務を負います。

- ① 乙の心身状況に関することや健康状態についての情報を正しく甲に提供すること。
- ② 他の利用者、訪問者及び甲の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事情がない限り、甲及び甲の取り決めたルール、また乙に医療を提供する者の指示に従うこと。但し、乙が指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を甲に提示し、それにより起こりうる一切のことについて乙が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではない。
- ④ 甲が提供する各種サービスに異議がある場合、乙は速やかに甲に知らせること。
- ⑤ 都道府県等による甲への立ち入り検査等に乙は協力すること。

#### 第6条(サービス料金等)

- 1 基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応)の料金は、月額金 30,000円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

#### 第7条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

#### 第8条(サービス料金の支払)

- 1 第6条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して毎月10日までに乙に翌月分を請求し、乙は、当月27日(銀行休業日の場合は翌営業日)に自動口座振替にて甲へ支払います。
- 2 第6条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して翌月10日までに乙に前月分を請求し、乙は、翌月27日(銀行休業日の場合は翌営業日)に自動口座振替にて甲へ支払います。
- 3 第1項、第2項の支払いに関して、自動口座振替の手続きが間に合わず振替ができなかった場合は、乙は甲の指定する口座に振り込んで支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙が途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。

#### 第9条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず「住まいるC I a s s本町田(東京都町田市本町田1747番地1)」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

#### 第10条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
  - ①一定の観察期間をおくこと。
  - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
  - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第11条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

#### 第12条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(令和4年東京都条例第130号)を遵守します。

#### 第13条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。5

#### 第14条(免責事由)

以下の各号に定める乙の損害については、甲は一切の責任を負いません。

- ① 乙または乙の家族等による故意または過失を起因とする損害
- ② 乙自身による転倒、その他の事故、乙と本物件の利用者その他第三者との間のトラブル等による損害
- ③ 甲による生活支援サービスに関わらない事由に起因する損害
- ④ 地震、噴火、テロ、暴動、戦争その他不可抗力による損害
- ⑤ その他甲の責めに帰すべからず事由による損害

#### 第15条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### 第16条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

#### 第17条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

#### 第18条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第19条(合意管轄)

本契約に関して訴訟を提起する必要があるときは、「住まいるC l a s s本町田(東京都町田市本町田1747番地1)」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとしてします。

年 月 日

甲(登録事業者)

<住所> 神奈川県横須賀市小川町14-1

<氏名> 株式会社スマイル

代表取締役 久保田 康雄

乙(契約者)

<住所>

<氏名>



| | | | | | | | | |